

高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成三十一年一月二十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第十四号

高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第百四条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。

第十八条第四項第一号中「二十七万五千円」を「二十八万円」に改め、同項第四号中「五十万円」を「五十一万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この政令による改正後の規定は、平成三十一年度以後の年度分の保険料について適用し、平成三十年度以前の前年度の保険料については、なお従前の例による。

厚生労働大臣 根本 匠  
内閣総理大臣 安倍 晋三